

**第15回意匠審査基準ワーキンググループで提示した
「創作非容易性」・「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」に係る
改訂意匠審査基準案からの変更点（案）**

前回の意匠審査基準ワーキンググループ（2019年7月24日開催 第15回）において、創作非容易性に係る意匠審査基準について検討を行った。

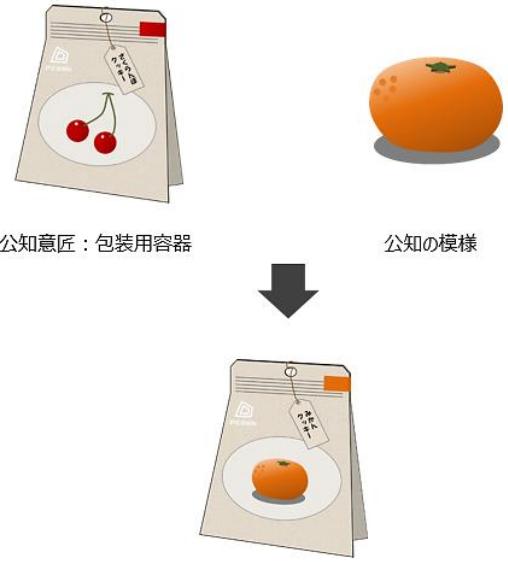
当該検討結果等を踏まえ、改訂意匠審査基準案を、以下のとおり修正してはどうか。

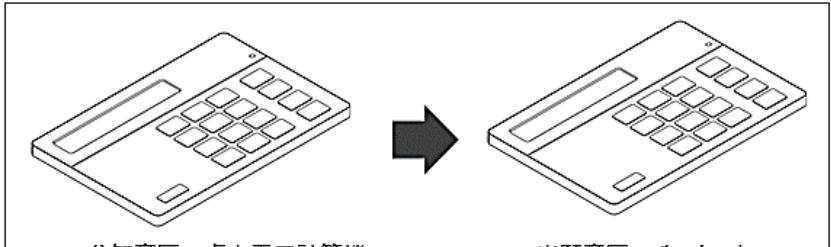
前回の意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの主な変更点

項目番号	項目 (いずれも第2節)	頁	変更の内容
1	3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	2	<p>①出願された意匠が「ありふれた手法」によって創作された場合においてのみ、創作容易な意匠であると判断するのではないか、との誤解が生じないよう、記載ぶりを明確化。</p> <p>②「よく見られる改変」との用語が、「ありふれた手法」と近似しているため、両者の違いや主従関係がわかりにくい、とのご指摘に則して、「軽微な改変」と修正（その他の項目における「よく見られる改変」との記載も全て「軽微な改変」に修正）。</p> <p>③「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合」を考慮して判断する旨を本項にも明記。</p> <p>④部分意匠に関する事項を本節中に明記。</p> <p>⑤画像の意匠、建築物の意匠、内装の意匠についての参照先を記載。</p> <p>⑥意匠審査便覧に掲載予定の参考裁判例が容易に参照可能となるよう、リンクを設置。</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方</p> <p>意匠法第3条第2項は、意匠登録出願前に、当業者が公知となつた（注）形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については意匠登録を受けることができないと規定している。</p> <p>よって、審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となつた構成要素や具体的な態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。</p>

		<p>また、審査官は上記の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて、改変が加えられている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変に過ぎない場合は、なおも創作容易な意匠であると判断する（本節4.2ありふれた手法と軽微な改変参照）。</p> <p>ただし、当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する（本節4.3「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」参照）。</p> <p>また、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、その創作非容易性の判断にあたり、「意匠登録を受けようとする部分」の形態や、用途及び機能を考慮するとともに、「意匠登録を受けようとする部分」を、当該物品等の全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断する。</p> <p>（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。</p> <p>（画像の意匠については第IV部第1章「画像の意匠」、建築物の意匠については同第2章「建築物の意匠」、内装の意匠については同第4章「内装の意匠」参照）</p> <p>※ <u>創作非容易性の判断に係る参考裁判例リンク先</u> <u>（意匠審査便覧備考 参考裁判例）</u></p>
2	<p>4. 創作非容易性の 具体的な判断 4.2.2 よく見られる 軽微な改変の例</p>	<p>4</p> <p>出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様に加えられた改変が軽微な改変であるか否かは、出願された意匠がありふれた手法などにより創作されたに過ぎないものであるか否かを判断するにあたり付随的に検討する事項である旨が明確となるよう、記載を修正。</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>4.2.2 軽微な改変の例</p> <p>審査官は、上記4.2.1の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的な態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、</p>

		<p>その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。</p> <p>「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取 (b) 模様等の単純な削除 (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色 (d) 素材の単純な変更
3	5	<p>①第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」に記載していた「創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示」の項目を、参照のしやすさ等を考慮し第2節に移動。</p> <p>②5.2「当該分野においてありふれた手法等であることの提示」の項に、軽微な改変に関する記載を追加。</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示</p> <p>5.1 出願前に公知となった構成要素や具体的な態様等の提示</p> <p>(1) 公然知られた形状等、画像又は意匠、(2) 頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該意匠を提示することが必要である。</p> <p>一方、広く知られた形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。</p> <p>5.2 当該分野においてありふれた手法等であることの提示</p> <p>審査官は、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合、原則、出願された意匠の創作の手法が、当該分野におけるありふれた手法や、軽微な改変などにすぎないものであることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。</p> <p>一方、その手法が当該分野においてありふれたものであることや、軽微な改変等に過ぎないことが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具の物品分野において、本物の自動車の形状等をほとんどそのまま自動車おもちゃの意匠に転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。</p>

4	6. 創作容易な意匠の事例 6.1 置き換えの意匠	10	<p>軽微な改変を加えた調理台の事例について、当該調理台の引き出しの配置を、公知意匠のものと同様の配置に修正。</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>事例 4 「調理台」 (P10 最下部に記載した調理台の事例)</p>  <p>出願意匠：調理台</p>
5	6. 創作容易な意匠の事例 6.1 置き換えの意匠	11	<p>包装用容器に付された模様及び公知の模様を修正。</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>事例 5 「包装用容器」</p>  <p>公知意匠：包装用容器</p> <p>公知の模様</p> <p>出願意匠：包装用容器</p>

6	<p>6. 創作容易な意匠の事例 6. 7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠</p>	<p>20 新たに事例6「チョコレート」を追加</p> <p>【基準改訂案】</p> <p>事例6「チョコレート」</p> <p>公知の卓上電子計算機の形状を、ほとんどそのままチョコレートとして表したにすぎない意匠</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">  <p>公知意匠：卓上電子計算機 出願意匠：チョコレート</p> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及び他の図は省略した。</p> </div> <p>(注) 上記事例は、チョコレートの分野において、その形状を公知の卓上電子計算機の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。</p>
---	--	---

(以上)